

1. 令和6年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和6年9月17日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
日程2 一般質問
日程3 議案第84号 郡上市霊柩車の管理に関する条例の廃止について
日程4 議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程5 議案第86号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程6 議案第87号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程7 議案第88号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程8 議案第115号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

14番 蓑島もとみ

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	野 田 知 孝
議会事務局 議会総務課 主 任	荻 本 恵		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、14番 蓑島もとみ議員であります。

ここで皆様をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、また、マナーモードにするようお願いを申し上げます。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影・録音等が禁止されておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、先日の一般質問でも、タブレットを操作しているさなか音が出て、一般質問に支障をきたしたことがございましたので、それはしっかりと控えていただくようお願いを申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 池田源則議員、8番 池戸郁夫議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えするようお願いを申し上げます。

◇ 有 井 弥 生 議 員

○議長（森藤文男） それでは、3番 有井弥生議員の質問を許可いたします。

3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 皆さん、おはようございます。3番 有井でございます。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

議員となりまして、5か月たちました。この9月議会におきましては、初めての決算の審議、決算認定特別委員会を経験させていただきました。ちょうど10年前になるんですけれども、ミニ行政パートナー事業としまして、広報決算・予算特別号というのを、編集員に関わらせていただきました。そのときは予算について全く分からなかったんです。予算って何。そもそも仕組みとか流れ、全く分からない状況だったんですけれども、職員の方に丁寧に教えていただいて、務めることができました。ちょうど合併10周年ということであり、次の10年に向けてまちづくりが始まりますと、各種事業の予算等を紹介させていただきました。こちらになるんですけれども、細かいところは省きますけれども、あっという間に10年たちました。人口も減りました。そして借金も、そして郡上市の貯金も減ったというのが現実です。

10年前、私は漠然としていましたけれど、何となくこのままじゃいけないなと思ひまして、編集員の裏面の最後のコメントに、私たちは市民として、予算やお金の使い道について知ること、関心を持つことから始めましょうと。自治体の経営のツケというのは、私たち市民、また次の世代、子どもや孫の世代に回ってきますというようなコメントを載せさせていただきました。

10年たちました。今度は議員という立場で決算に関わらせていただきました。それで感じたことなんですけれども、私たち市民は知る、関心を持つというのはもちろん一歩として大事なんですけれども、自分たちでできることは、自分事として、行政に頼らずに自分たちでしていくという次の段階、時期に入ってきたんじゃないかなというふうに感じました。

今、市長をはじめとしまして、※_____事業ですとかサービスの見直しをしてくださっています。先日のみずの議員の一般質問でもありましたが、私たち市民もまず現実を知り、それに向けて自分事として、自分たちで考えていかないといけないなというふうに感じました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、大項目のGークレジット制度について質問をさせていただきます。

最初に、Gークレジット制度及びJークレジット制度の現状や取組について、次の質問で今後の活用の可能性について伺いたいと思います。

先日の蓑島議員の一般質問でもありました。森林所有者が、自分の山の境界線も分からない方が増えている。また木材価格も下がり、所有者の関心が山から離れ、コストがかさむ山の管理が行われなくなったという背景があります。

私も実際、小学生の頃、父に山に連れて行ってもらいまして、「境界線はここだ」というのを聞いた記憶があります。そのときは、ここにある木が育つには何十年かかるかなとか、山の中で食べるおにぎりは本当においしいなというようなことを思ったぐらいで、その後、山に行くこともなく父が亡くなりました。今では、私自身も境界線も分からないというような状態です。そういった方が郡上市では多くいらっしゃるんじゃないでしょうか。この問題に関して、郡上市、特に林務課は、

本当に真摯に取り組んでいただいていると思います。

さて、本題です。郡上市の森林面積は市の約90%を占め、地域に多くの恩恵をもたらしています。これらの恩恵を将来にわたり享受するためには、森林の適切な整備と保全が重要です。

現在、郡上市は、郡上森林マネジメント協議会と連携しまして、森林経営管理制度に係る取組を進めておられ、この取組については、林野庁のホームページでも、好事例として2か年紹介されておられます。また、森林環境譲与税を活用した森林整備や人材育成の事業も実施されています。

そこで、Gークレジット制度についてお聞きします。こちら、Gークレジットは、脱炭素社会の実現を目指し、国のJークレジット制度を岐阜の事情に合わせて、独自に発展させた森林由来のカーボンクレジットという制度であります。昨年11月から開始されました。

これは、森林における二酸化炭素の吸収という新たな価値が認められ、クレジットとして県が認証するものです。この制度に参加することにより、公有財産である市有林の維持・増進やクレジット販売による継続的な収入が期待され、森林行政の財源となる可能性が見込まれます。

GとJでややこしいんですけども、国の制度がジャパンのJークレジット制度、県の制度のGが、郡上ではなく岐阜県ということのGークレジット制度です。

Jークレジット制度は、対象が森林経営計画を策定された森林のみであること。手続に手間や時間がかかる、審査に係る費用負担が大きいといった理由から、Jークレジット制度を補完する形で県のGークレジット制度ができました。

実際、今年5月には中津川市と東白川村の事業体が認証を受けまして、クレジット538トンが2か月で完売するなど成果を上げています。

中津川市においては、中津川市裏木曾の水源の森を守り育む森林管理プロジェクトとして、クレジット収益の配分は、市有林の管理や河川集材技術の研究・担い手育成に活用されるそうです。

Gークレジットは、現時点で6団体の計1,214トンのクレジットが認証され、500万円の売上げが森林管理業者に還元されているところです。

そこで、郡上市におけるGークレジット制度の現状の取組についてお伺いします。

過去に、Jークレジット制度については質問をされておられます。そのときの回答は、郡上市のゼロカーボンシティの達成の関連も含め、Jークレジット制度についてはしっかり精査し、バランスのよい森林整備につなげたいという御回答をいただいております。

現在は、森林環境譲与税を活用されており、こちらのGークレジット制度には、もしかしたらまだまだといった段階かもしれません。それも含めまして、国のJークレジット制度及び県独自のGークレジット制度に関して、どのような対応をされているのか、田代部長にお伺いしたいと思います。田代部長、よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 有井弥生議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、有井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、有井議員のほうからも若干触れられましたけど、Jークレジット、またGークレジットについて、若干再度ですけども説明をさせていただきます。

まず、Jークレジット制度ですけども、こちらについては、今おっしゃられたとおりになりますけど、国が認証する制度ということで、環境省、それから経済産業省、それから農林水産省により運営がされているというものであります。

省エネルギーの設備の導入でありますとか、森林経営などの取組によりまして、CO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を、クレジットとして国が認定する制度ということになっています。

この制度を活用して、クレジットを創出し、また創出されたクレジットの活用を通じて、地球温暖化対策への積極的な取組のPRを行うことや、クレジットを企業等へ売却することで、売却益を得ることができます。

Jークレジット制度において、森林分野のことについて御説明をさせていただきたいと思えます。

この森林分野での取組ということについては、森林経営活動・植林活動・再造林活動の3つの方法があります。

1つ目として、森林経営活動として、森林法に基づき、市等に認定された森林経営計画に沿って適切に施業されている森林が対象となります。

2番目として、森林活動として、2012年度末時点で、森林でなかった土地で植林がされた場合が対象になるというものであります。

3番目として、再造林活動として、伐採跡地また未立木地の植林及び1年から5年生の森林が対象になるということで、森林管理プロジェクトを通じて、当該区域の森林の成長による吸収量を算定して、クレジットとして認証を申請することができるものであります。

2024年3月現在、森林分野のJークレジット登録件数は183件、クレジットで認証されたCO₂量は62万5,574トンということになっています。

郡上市内を含めた登録数は4件ということで、郡上市内では、明宝地内の県有林でありますとか、また公益社団法人の岐阜県森林公社の森林、また公益社団法人木曾三川の水源造成公社、また民間会社などが登録をされているということになっております。

先ほど議員もおっしゃられましたように、対象となる森林については、人工林の伐採・再造林を計画的に行う木材生産を目的とした場所を想定した制度ということになります。

課題については、議員もるるおっしゃられましたけども、木の高さなどを算定いたしまして、CO₂がどれだけ吸収できるかというような詳細なデータを集める必要があるとか、ただ、いろいろなことを調べなければいけないというような課題がございます。

一方、岐阜県が行っておりますGークレジットにつきましてですけれども、岐阜県独自の「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量の認証制度ということになります。

岐阜県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を、クレジットとして県が認証するものであります。クレジットの取引で得られた資金を活用して、健全で豊かな森林づくりを進めることで、森林の二酸化炭素吸収量を維持・増大させるとともに、社会全体に環境保全活動を広げることで、「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すこととしております。

対象となる森林ですけれども、平成24年度以降に、岐阜県環境保全林整備事業で間伐等が行われた森林ということになっております。

認証対象期間は8年。木材生産を目的としない、環境保全を目的とした森林整備を行うことを想定しているところが、Jークレジットとは大きな違いがあるということです。国のJークレジットとは、そこが違うということになります。

県の補助事業で間伐等を実施した場所について、審査・登録・検証・認証などの費用、こちらについては無料でクレジットとして販売できるため、非常に分かりやすく、また取り組みやすいことが魅力であります。

では、購入する側の事業者、こちらが購入する場合の県のほうのGークレジットの購入のメリットについて、若干触れたいと思います。

県のGークレジットについては、岐阜県の建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査において、加点があるということになります。

また2番目として、岐阜県発注工事の工事成績評価において、地域への貢献等の評価というところで、加点があるということになります。

一方、業者のデメリットとまでは言えないかもしれませんが、地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガスの排出量の報告には活用ができないということがあります。大企業などでは、温室効果ガスの排出量を報告、また公表することが義務づけられているということから、そうした企業にとっては、購入のメリットが少ないかなということはあるかもしれません。

次に、市の考え方、また今までの取組ということになりますけれども、今のところは、具体的に今までは取組ということはありませんでしたけれども、議員も触れられました、令和3年12月議会で回答をしましており、郡上市は現在、二酸化炭素の排出量が吸収量を上回っているというような状況ではございます。ただ、郡上市地球温暖化対策実行計画から、省エネルギー等による削減量と再生可能エネルギー導入による削減量を計画通りに達成できると、令和12年度には、吸収量が1万2,700トン上回るということが出ておりますので、クレジットとして売却が可能になるということが分かったところでございます。今後、環境部局ともよく協議調整をしながら推進の方向にかじを切りたいというふうに考えております。

郡上市は、山林が市域の90%を占めるという中で、森林を活用したクレジット販売は有効な手段であるということですが、そのほかにも環境対策など、クレジットも広く検討する余地はあるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 田代部長、ありがとうございます。現在の状況については、本当によく理解できました。本当に森林環境譲与税を活用しました森林整備とか人材育成、木材利用も進めていただいておりますので、またG-クレジット制度についてもお願いしたいと思います。

続いて、今ほど田代部長からも触れてはいただきましたけれども、今後のG-クレジット制度の活用の可能性について、市長にお伺いしたいと思います。

部長の説明にもありましたとおり、2050年のカーボンニュートラルを目指して、全世界が温室効果ガス排出量削減のため、様々な施策を展開しております。企業にとっては、温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルへの対応は急務でありまして、クレジットの購入がその一環として期待されております。

さらに、G-クレジットの森・応援パートナー制度も開始されました。先ほど部長の説明にもありましたけれども、この制度では、G-クレジットの購入や普及啓発活動に取り組む企業など、岐阜県の森林づくりを支援するパートナーとして、県が登録・公表しております。

今年の4月からは、県発注工事の成績評定においても評価対象となりまして、8月9日現在では、岐阜県で550社が登録されています。郡上市内でも、建設業中心かと思えますけれど、既に38社が登録されております。

長良川の上流域に位置する郡上市の森林というのは、一定の人気があるかと思えます。市内の事業者からも、クレジットの購入に対する要望も寄せられています。実際私も、建設業の方から、「登録はしたけれども、まだ郡上市の山というのは購入できないのか」というような声もお聞きしました。

また、このクレジットは、県内外の企業が購入可能でありまして、例えばこれを通じて関係人口の創出につながる可能性もあります。市長は、本当にトップセールスを一生懸命されておられまして、例えばこういったG-クレジットの森の話も、今後していただけるかと思えます。

以上を踏まえまして、今後、郡上市として、どのようにこのG-クレジット制度及びJ-クレジット制度を活用していくお考えか、市長の見解をお聞かせください。山川市長、よろしくお願いたします。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 御質問ありがとうございました。先ほど部長のほうから、J及びG—クレジットにつきましての詳細な答弁がございましたので、私の思いを述べさせていただきます。

まず一つは、私は、岐阜県木の国・山の国県民会議の委員として、長年、県の林政のほうを見つめてまいりました。そういった中で、J—クレジットが始まったとき、これは大変困難な制度であると。つまり山を管理しながら、その山の状態がどうなっているか、一本一本の木の直径であるとか、樹高であるとか、いろいろな二酸化炭素吸収に関する情報をしっかりと確認しながらやっていくという事業であり、それについて県のほうでもちょっと考えを持っていて、このたびのG—クレジットとなったわけです。

このG—クレジットは、確かに市内でもパートナーが増えてきています。また、「購入できないか」というお声もたくさん聞かれています。率直な思いですが、郡上市は、Jに対してもGに対しても、少し考え方が遅かったような気がしています。県内の林業先進地域と言われるところでは、そういった制度がもう既に、議員御指摘のとおり導入はされました。

郡上市の一番の特徴は、何といてもこの9割、1,030平方キロメートルの9割が森林でございます。その森林をどう活用していくかということは、郡上市にとって大変大きな意味を持ってまいります。いつも財源財源ということを申しておりますが、そういったグリーンに関してのこういうクレジット財源というのは、やはりそのグリーンに対して還元していくべきだと思っておりますし、議員御指摘のように、これからその財源というものは、若い世代への林業参入、そして、そういったところでしっかり職を持って生活ができるというようなところに充当していくべきだと私は思っています。まずは、市有林から始めて、皆さんの御理解をいただきながら、郡上の地域に広がるということができればいいのではないかと考えています。

先ほどお話を申しましたように、管理ということが大変厳しいものになっています。スマート林業推進において、上空からのレーザー測量によって、いろいろな情報が取れる時代になりました。そういう中で、やはり民有林に関して言えば、一軒一軒のそういう林家の方が情報を自分で取るということは、これは実際不可能であります。

今、郡上市の地域において、広いところで経営管理制度の計画を立てているのは、森林組合がほとんどでございます。そういったところとも連携をしながら、そして何といても市民の皆様、山林所有をしておられる一人一人が、郡上市のためにこの山をしっかり守るんだということを理解していただいた上で、理想としては、そういった計画があるところに、一人一人の方から御同意がいただいて、郡上市がそれをうまく管理をしていく。そういった中で、クレジットが販売できれば、郡上市の大きな林業政策の財源の一つに私はなるのではないかと。これは市だけでは決めることができません。それぞれ繰り返しますが、山林所有の皆様の御同意をいただきながら進めることができればどうかという具合に考えています。

また、先ほどの答弁にございました、令和12年度、郡上市が排出する二酸化炭素量とその吸収量、省エネ量というのがちょうどいいところにきまして、かなりその時点では、多くの二酸化炭素の吸収に関しての1万2,700トンというようなものが、ある程度クレジットとして売却できるというような状況も分かってまいりました。これは本当に大きな財源になると思いますので、これからしっかりと準備をして、そして県内外、議員先ほどおっしゃったように、この長良川最上流の郡上市というブランドも使って、皆様に郡上市の、この二酸化炭素吸収ということをしかりとアピールをしていきたいと思っています。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 山川市長、ありがとうございます。本当に前向きな御回答をいただけてうれしく思います。ぜひ、クレジットの活用としまして、若い人材というお話もございましたが、担い手育成等を人材育成に活用いただければと思います。

G-クレジット制度はまだ始まったばかりですが、本当に、参加につきましては適切な時期にお願いしたいと思います。そして、郡上の森林を通じて、脱炭素社会の実現につながるとうれしく思います。よろしくをお願いします。

次に、大項目2つ目の、郡上市産業連関表の活用状況及び専門人材の育成についてお伺いします。

令和元年度の重点事業の一環として作成され、令和2年3月に公表された郡上市産業連関表は、地域の稼ぐ力を高めるための重要なツールと言えます。市町村レベルでの産業連関表作成は、高山市に次いで全国で2例目となり、市のホームページにも経済波及効果分析ツールなどが公開されています。私も最初ホームページでこちらを見たときは、本当にレベルの高さに驚きました。

この産業連関表で分かること、できることとしまして、1、郡上市の産業別経済規模、2、郡上市の産業構造、3、産業間取引の状況、4、郡上市と市外の関わり、域際収支など分析ツールを使用して、イベントや観光消費などの経済波及効果を分析できるとしています。本当にこれらのツールは非常に興味深い内容で、定義が理解できれば有効に活用できるものと感じました。この分析ツールの活用・利用マニュアルにつきましては、ホームページにも掲載されております。しかし、いかんせん分かりづらい、ちょっと難解だなというように感じます。

産業連関表は、市内の経済構造を総合的に把握し、エビデンスに基づく政策立案やDMOのマーケティング分析に活用されることを目的としていますが、現在どのような部門で具体的に活用されているのでしょうか。

また、令和5年度の行政評価、産業建設委員会だと思んですけど、産業連関表の専門性が高いため、活用できる職員を増やす計画があるというように伺いました。その計画の進捗状況ですと

か、専門人材の育成状況についてもお聞かせください。

では、弼川商工観光部長、よろしく申し上げます。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

弼川商工観光部長。

○商工観光部長（弼川 徹） 失礼します。有井議員からの質問について答弁させていただきます。

郡上市の産業連関表につきましては、議員もおっしゃられましたとおり、市内の経済構造を総合的に把握しまして、生産波及効果等の分析、政策立案時に設定します指標等の推計を行うツールとしまして活用。ほかにも述べられておられますが、DMO法人として登録されました郡上市観光連盟のマーケティング分析ツールとして、研究資料などの幅広い利用を目的に、令和元年度末に作成しております。

まず、具体的な活用事例のほうを御説明させていただきたいと思いますが、まず商工観光部のほうの事業としまして、郡上市のふるさとコイン、こちらのほうの発行額、仮1億円とした場合の経済波及効果、こちらのほうの推計に活用しております。設定しました発行額に対します効果指標の参考といったような活用も行っております。

また、観光分野においては、北陸新幹線が延伸される、こちらの外的好影響についての推計、こういった部分にも連関表のほうを活用しまして、交流人口の増加見込みに伴う観光消費の経済効果の参考数値という形としても活用しております。

そのほかにも、郡上市観光連盟におきまして、DMOの観光戦略会議で、基礎資料となります地域経済の波及効果であったり、事業としまして競争力の高い国際スノーリゾート形成計画、こちらにおきます経済効果に示されます評価数値、こういったものを推計として事業計画などにも活用しております。

この産業連関表につきましては、議員もおっしゃられるとおり、非常に専門性が高く、深い知識と技術が必要となります。そのため、まずはこの仕組みの理解が必要となります。このため、令和6年度におきましては、これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大等による影響によりまして、令和3年度以降開催しておりませんでした。この郡上市の産業連関表を作成しました専門家のほうを講師としまして、職員向けの研修会等をまた開催したいと思っております。その中で、経済効果に関する裏づけとなる指標として活用できるような取組を、これからも進めてまいりたいというふうに考えております。

今後といたしましても、郡上市のデータの基となります国や県の連関表の更新状況、近隣自治体の活用状況、こういったものを参考としまして、この産業連関表の運用、また職員向けの研修、こういったものを取り組んでいまして、実際の活用方法であったり研究等を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 粥川商工観光部長、ありがとうございます。たしか人件費も含む事業費というのが1,000万円近くかけて作成されたかと思います。今お聞きしましたら、ふるさとコインですか、DMO等、いろいろ活用されているということですし、専門家をお呼びして研修もされるということをお聞きしましたので、また進めていただきたいと思います。

ただ、もし可能であれば、例えばもう少し使いやすい郡上バージョンのようにしていただくとか、マニュアルをもう少し分かりやすくしていただくなどの対処もお願いできればと思いますが、ただ、そのために、また予算を相当かけるというのは本末転倒な気がしますので、現在あるものの上手な活用ですとか展開をお願いしたいと思います。

3つ目の大項目、白鳥振興プロジェクトですが、時間の関係もございまして、今回、中部縦貫自動車道の開通が延期になったことから、改めて時期を見て再質問したいと思います。

御存じのとおりこの道路は、福井市の北陸自動車道と東海北陸自動車道を結び、白鳥が北陸と中京圏をつなぐ交通の要所となります。しかし、白鳥町が単なる通過点とならないよう、観光客等を高速道路から引き込む戦略が不可欠ですので、今後とも動向を見守りたいと思います。私もできることはさせていただきたいと思います。

最後に、冒頭に話しました10年前の予算特別号の「編集員のひとこと」について触れさせていただきます。こちらは10年前の内容です。その「編集員のひとこと」というところで書いてありましたのが、「1年に200人も20代の若者が郡上を離れています。若者が少ない社会は活気が無く、経済を活性化する方法も限られます。今後の郡上市の予算が、若者が働きたくなるまちづくりに重心を置いた予算に変化して将来に成功することを切望します。」これ10年前に、このように書いてあります。これは日頃から山川市長がおっしゃっている、若者に向けた事業ですとか予算ということになりますけれども、10年前から、本当にこのようにこの編集の方は言っておられます。

令和7年度の予算、また施策につきましても、市長もそういった方向で進まれるのではないかとということで期待しております。郡上市が持続可能な地域となるよう、議員としての務めも果たし、市民の皆様にも理解・協力いただけるようなまちづくりに努めていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、有井弥生議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時08分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

○議長（森藤文男） なお、傍聴の方に重ねてお願いを申し上げます。

傍聴規則に従いまして、会議中はお静かに願いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

また、携帯電話のほうもマナーモード並びに電源のほうも確認されるよう、よろしく願いを申し上げます。

◇ 野 田 かつひこ 議員

○議長（森藤文男） それでは、17番 野田かつひこ議員の質問を許可します。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 日本共産党、野田かつひこでございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は、ただ1項目、健康保険証廃止への対応を、市としてはどのようにされるのかという観点で伺います。

今、恐らく最大の政治課題といたしますか、問題といたしますか、国民の多くの方が戸惑っていらっしゃるのが、このマイナンバーカードに保険証をひもづけして、保険証そのものを廃止するという、こういう問題かと私は思っております。

マイナンバーカードを思い返してみますと、国のほうで国民一人一人に番号を割り振って、とても覚えきれない長い長い番号でしたが、これを基にしながらカードを作りなさいと。国民は、なんじゃこりゃという感じでこれを受け取ったところだと思いますが、何ら必要性や関心も、何もないところへいきなり持ってこられても、これはなかなか普及するものではない。カードは当然のことながら低迷しておりました。これじゃあかんというわけで、国は、馬の鼻づらに人参のごとく、税金からプレゼントを差し上げるから取ってくれと。ポイントですね。あれはすごかった。効果が大きかったです。一気に普及といたしますか、取得が増えていったようです。これ、国民の税金からこういうプレゼントをするという、考えてみりゃあこそくなやり方ではないかと、そういうふうに思っておりますが、あまりにも一気に広がったという観点から、それが裏目に出たようで、様々なトラブルに見舞われました。これは御承知のとおりだと思います。

このカードは果たしてこれ、ものになるのかと、信頼は地に落ちたような状況だったわけですが、その上に不審の塊のようなこのカードに、健康保険証の機能をひもづけする。そしてそのカードになり、健康保険証を廃止するというのですから、これはもうまともでは収まらない。当然予測され

ました。私はかつてこの議会でも、水と油を一緒くたするようなもので、これは絶対に混じるはずはないんだと申し上げた記憶がありますけども、大変乱暴な政治が始まったと、私はそう思っていました。

そこで、最初に質問、小項目1番ですが、この1番について次のような内容で教えていただきたいと思います。全部で4項目ございますので、よろしくお願いします。

このマイナカード、マイナ保険証に関わりまして、まず第一点、郡上市のマイナカードそのものの——市民の側からすると取得率、交付するほうから見ると交付率と、どちらの言い方が正しいのか分かりませんが——交付率はどれくらいなのか。

2つ目、厚労省はカードと健康保険証をひもづけして、12月2日をもって現行の保険証は廃止すると、こういう方針でこれを堅持すると言っております。

さて、マイナカードを健康保険証として使うには登録しなければなりません、その登録率はどれくらいなのか。郡上市です。

3つ目、市内にはいろんな医療機関がございますが、民間の病院のほうはなかなか把握できないかもしれませんので、公立病院、2病院だけでも結構ですが、果たして実際にマイナ保険証を使って受診される方はどの程度いらっしゃるのか。国のレベルでは、8月あたりで10%前後、あるいは11という数字もあるかもしれませんが、というふうになっておりますが、郡上市はどれくらいまでいっているのでしょうか。

そして、どちらにしても低迷しているこの利用について、郡上市の担当部署としてはどうお考えなのか。この4点を伺います。お願いします。

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市の令和6年7月末でのマイナンバーカードの交付率は82.5%となっております。今後、市民窓口のDX化を進めていく上でも、マイナンバーカードが重要となってきます。さらに、マイナンバーカードの交付を推進するよう、各振興事務所などでの出張申請受付を予定しておりまして、広報10月号において周知を行う予定です。

保険証利用の登録率及び利用率につきましては、令和6年6月末時点で、郡上市国民健康保険では登録率65.6%、利用率15.2%、後期高齢者医療保険では登録率56.3%、利用率10%となっております。

市内公立医療機関でのマイナ保険証の利用率につきましては、令和6年6月末時点で、郡上市民病院6.8%、国保白鳥病院8.5%、国保和良診療所20.8%となっております。

マイナ保険証の使用状況の評価としましては、まだ現段階では、紙の保険証が使用できる状況で

あり、新しく始まったマイナ保険証の使用にはまだ慣れていない方も多いで、今年4月の国民健康保険のマイナ保険証の利用率9.6%が、6月末時点では15.2%と少しずつではありますが伸びてきており、各医療機関においても受付窓口でのマイナ保険証の利用の呼びかけと利用促進を図っておりますので、今後マイナ保険証の使用に慣れていただき、12月2日の保険証廃止や、現在使用中の保険証の有効期限を迎えれば、利用率は上がるものと考えております。

(17番議員挙手)

○議長(森藤文男) 野田かつひこ議員。

○17番(野田かつひこ) ただいまの御答弁の中に、最初の段階ですからまだまださほど伸びてはいないでしょうけど、これからは少しずつでも普及はしていくよ、伸びていくだろうと。すなわち、慣れていかなければ使いにくい。慣れなきゃうまくいかない。これがそもそも大問題なんです。後からまたいろいろ申し上げますが、慣れなきゃ困ってしまうようなカードを使いなさい。随分考えてみれば、政治としては優しさに欠ける制度ではないでしょうか。

様々な国民の、市民の声がありますが、実は、ちょっと許可をいただきまして資料をお持ちしました。これは岐阜県保険医協会、お医者さんの団体であります。その保険医協会がマイナ保険証に関するアンケートを取りました。8月9日付になっております。そのアンケートの中に、大抵普通のアンケートは文章回答というのが最後のほうにつくものですが、その文章回答に答えられた方が848人いらっしゃる。全部載ってるんですよ。もう一文一句ですね、その通り。今これ、全部読むわけにはいきませんので、主としてこれは患者さんと病院関係者、お医者さんも含めて事務職の方や、あるいは看護師さんなどです。などなど一般の市民の方もありますけども、そういう方が大変多く答えてられています。

その中で私、2つ紹介したいと思いますが、若干時間もかかるので、抵抗を感じながらも読ませさせていただきます。

第一点です。これは、歯科衛生士の方、38歳の方です。「医療機関に勤務しており、受付業務も行っていきます。政府は実施に、現場でどのように保険証を確認、管理が行われているのか、全く理解していないと感じます。」——要するに、慣れていないことがこれほど問題だということですね、先ほど——「マイナ保険証を出すほうは、月に1人いるかいらないか。」——実際に使う人は月に1人だと——「全く普及していないのに、保険証を廃止して業務がどうなるのか、誰が責任を取ってくれるのでしょうか。医療機関にかかるのは、ほとんどが高齢者です。新しいシステムで対応できるとは思えません。」先ほどの部長の答弁の中でも、やっぱり後期高齢者は低いですね、使用率が。そういうことも含めての文章回答だと思います。

もう一人の方に参ります。ちょっと辛辣な御意見でございます。「医療分野に限らず、政府のずさんで場当たりの無策ぶりに、我が国の将来が案じられます。そもそも、様々な問題が予想され

ていたからこそ、任意であったはずのマイナンバー制度を、ポイント——税金ですね——を投入してまで強行しようとする国民をなめたような制度に、どれほどの信頼が置けますか。この間の立場の弱い自治体職員の方や、各関係団体の御苦労も、気の毒の極みである。」どうでしょうか、自治体職員の方々。本当に大変な御苦労をされていると私は思います。政府のほうからは様々なプレッシャーがかかるでしょうし、今は病院のほうへもプレッシャーがかかっているようです。「使用率を上げろ」というわけです。

こんな市民、国民の声がどんどん出てくる中で、厚労省のほうはホームページでこう言っております。「様々なメリットがあります。」「マイナンバーカードを使うとメリットがあります。」そのメリットを4つ挙げてあるんです、大きく。

1つ、データに基づくよりよい医療が受けられる。俗に言う質の高い医療。本当でしょうか。

2つ目、手続なしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除される。今までは結構ややこしい手続がなければならなかったけど、これ免除されるから便利ですよというわけです。

3つ目、マイナポータルで確定申告のときに、控除も簡単にできる。手続が楽になりますよ。

4つ目、現場で働く人の負担を軽減できる。本当ですか。

そして、そこには書いてなかったけども、あの例のデジタル大臣は、「なりすましの防止になる」と後から付け加えています。なりすまし。保険証を他人に代わって使うというなりすましです。これは私、そんなのあるのかなと直感的に思ったんですが、だって国民皆保険ですから、なりすまし必要はほとんどないんです。国民の中ならば。外国人が日本人と偽って受診するならあり得るかもしれない。そんな例はそうたくさんはないと思います。どっちみち分かるんですから。

これは聞いた話ですが、白鳥のある民間病院で、スキーの若者がけがをしてやって来ました。入院で治療を受けられた。ついてきた友達の保険証を貸してくれよと、こういう例があったとかっていう話は聞きましたけども、それもそんなに頻繁にあるわけではないと思います。

すなわちなりすましというのは、統計によれば、過去5年間で50件あったそうです。これ全国です。限りなくゼロに近い数字です。

もう一つよく言われるのが、保険証を使った借金などのなりすまし。これはそもそも保険証をそんなのに使わせるのが問題だ。ですからこの国民健康保険証が、なりすましで大変困っているということはまずあり得ない。それを理由に挙げているんですよ。デジタル大臣が。

さて、じゃあ現場の看護師さんや事務の方々やあるいは医師の方々はどう思っているのか。これは、以下は私がいろいろと検索してみた結果であります。すなわちこれも全国保険医協会の医師の方が、こういうふう述べているんです。

すなわち診断と——これは市長、よく御存じと思いますが、釈迦に説法で申し訳ございませんが——診断プラス治療で「診療」という言葉が使われていると。すなわち治療の前には診断が必ず、

この正確な診断が必要なわけですが、その正確な診断というのは、もう患者さんが来院されて玄関に入られる、あるいはその前から始まっているんだとおっしゃるんです。すなわちいらっしゃった方の表情や顔色や動作や歩き方を観察されている。これはもう事務職の方もそういう職業柄、この方はどういう状況なのかなというのを直感的に見られるというんです。そこから診断というのが始まっているとおっしゃるんです。

これを、カメラの前に立ってください。慣れれば誰も介助なしにカメラの前に立つだけですよね。あるいは番号を押すだけ。誰が見るんですか。診断、その状況を見るのはできなくなるじゃありませんか。これが質の高い治療でしょうか。こういうふうにおっしゃるんです。

しかも、現行の保険証は、その病院の診察券と一緒に、窓口というか受付に出します。対面です。これがまた大変大事な過程である。対面によって状況を把握しながら、熱はありますから測ってください、こういうのがとても大事だとおっしゃるんです。

私、長いこと教員をしております、授業というのは教室で、対面するのは当たり前で、それ以外は考えられなかった時代ですもんで、今のオンライン授業というのが、どうにも腑に落ちないというか。孫のそのオンライン授業をちょっと見ましたら、やっぱりつまらんですね。対面の授業というのは、叱ったり怒ったり注意したり褒めたり、何やらかんやらと笑ったり、これがとても面白くて楽しくてやりがいがあるもんなんですよ、あれ。私、病院でも一緒やと思うんです。そういうプロセスを全部省いちゃうのが、あのカメラの前ですよ。

逆にその医師は、この保険医協会の医師はこう言ってます。このマイナカードによる診療を始めると、こういうことが想定される。現に起こっている。まずは、トラブルがよく起こる。要するに認証できない。これは特に高齢の方々、背の曲がったこういう方ですね。あの背筋を伸ばして、こうやってカメラの前に静止しなきゃならない。大変です。障がいをお持ちの方。それから背の低い子どもさん。けがをして担架で運ばれてる方。どうやって認証するのでしょうか。そもそも最初から車椅子の方。そして最近では若干減ったんですが、発熱外来で、駐車場で待っててくださいって方。カメラ持って行きますか。こうやって考えてみると、ううん、これはえらいこっちゃな。現場はそういうことなんです。

それから、電気がなくなってお手上げですから、大きな病院は自家発電装置を持っているでしょうから、取りあえず何とかありますが、この前の能登の震災のような状況になれば、これお手上げです。もう紙の従来保険証に勝るものがないです。

これはいずれも例外的で、あつてはほしくないことばかりですが、でも考えておかなきゃならんことでもあります。そして極めつきは、高齢者施設の方々です。施設の職員の方は、こんな大事なものの預かれませんかよっていうのがマイナカードでありますから、これどうしたものか。いろんな対策が考えられると思いますね。別のカードを作って渡すとか、あるかもしれませんが、いずれにして

も大変なことであります。

質の高い治療と言われても、患者さんのデータは、ひと月遅れるぐらいでないと中には取り込めない。そこは見れない。でも現実的には、今現在は、病院の医師の方々は、みんながカルテの中にいろんな記録をされて、今はコンピューターで映像もすぐ出ますので、そんなに質が劣っているわけではないんです、現実には。ですから、マイナカード保険証によって、新たな便利な、あるいは高度なということ、さほど考えにくいこと。すなわち、厚労省が言っている、質の高い医療、あるいは現場の負担を軽減するというのは、真逆であるということです。現場は大変になるし、質はむしろ落ちるんじゃないか。

さて、政府は、現行の保険証は廃止した後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を発行すると言っています。法的には、この資格確認書は希望者が申請することになっているんです。希望者が申請。考えてみてください。希望者が申請するということは、申請漏れが必ず出ます。忘れたり、希望の度合いが低かったり、国民皆保険、もう崩壊が始まります。希望者が申請をする。これは大問題なんです。

そして、これはまずいということで、その後に付け加えて、保険者が必要と認めるときは例外として申請を不要とする。保険者というのは、県や郡上市です。ここが必要と認める場合は、申請しなくてもプッシュで出しますよ。どうやって判断しますか。この人は必要としている。この人は必要でない。これは大変難しい判断であります。こんなふうに言っているわけです。

この重大な問題の大きなところには、本人の申請が要るか要らないかということなんですが、こういう状況を鑑みて、恐らく国のほうでも当面の間は、この申請がなくても送りますよと言ってるんですが、一体いつまでそれは実施されるのでしょうか。期限があるのかどうなのか。こういう問題も今大きく問われているところです。

そもそもマイナンバーカードを作るか作らないか。マイナカードを使うか使わないか。そして登録するかしないか。あるいは保険証を持って病院で受けるのか、これは今までの紙の保険証で行くのか。これはいずれも任意であります。最初のマイナンバーカードそのものが任意だから、あとは全部任意でなきゃならない。この任意の制度を国民皆保険である保険証を廃止して、強引に全ての国民に普及させようとするからゆえに、この本質的な矛盾が出てくると思います。全くこの道理の通らない乱暴な政治であります。一体誰のための、何のためのマイナカードか。マイナ保険証なのか。

さて、すみません、タブレットのほうお願いします。タブレットのほうには、こういうのが入ると思っています。これは御承知のように、郡上市がマイナンバーカードの出張受付をするというチラシであります。普及率が先ほど80%ちょっとでした。まだ2割弱の方が取っていらっしやらない。何とか100%に近づけてほしい。このこと自体、私は何も問題ない。大いに進めてもらってもいい

と思います。できるだけ多くの方が便利なカードを使えるようになれば、それはそれでいいんです。

何が問題かという、先ほど言いましたように、健康保険証を廃止するのが問題なんですから、これはこれでいいです。でも、この文章の中に、読んでみますと分かるとおり、この網かけのところです。12月2日から保険証が廃止される。マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行するので、あなたも取ってくださいよ。取らんとこれ困りますよ、というふうな雰囲気書かれているんです。

先週の金曜日、5番議員の一般質問にもありました。市政の本質とするところは——本質という言葉が使われたかどうか——市政の一番大切なことは、市民の暮らしを守ることです。私ね、いみじくも、これはそのとおりよ。市長も常々おっしゃって見えます。市民の命を守ること。これ、そういう方向でしょうか。むしろ不安をあおることになっていませんか。廃止になりますよ。早く取ってくださいね。そんだけ言っているだけなんです。私は不親切やと思います。これ間違っているわけではないですよ。間違っていないけども不親切。ですから、端っこのほうでも脇のほうでもどこかでもいいです。12月2日以降はこういう措置になりますが、市民の皆さん方はこういう対応ができますよということを書いていたきたい。そして、それまでの徐々に徐々にぼちぼちと慣れていかれる期間を、ちゃんと周知していただきたい。これ私、市の姿勢としてはすごく大事なことやと思います。

そこで、残り時間も少なくなりましたが、その市の説明の一つの代わりといいますか、私はここで次のような質問をさせていただいて、マイナカード、マイナ保険証については、こういう措置が行われるというのを分かるように御説明をいただきたい。これが質問2、3、4であります。

質問2へ参ります。時間の関係で、これ一括でよろしいですか。はい、すいません。2、3、4は一括で質問しますので、そのようにお答えをいただきたいと思います。

2番目、保険証廃止・停止が12月2日。なかなか取得率が伸びない。また、マイナ保険証の登録も伸びない。とても100%は不可能であります、これは。

そこで、相当数の資格確認書を発行することになる。これはもう間違いのないことですね。この対応について厚労省は一定の基準を示してはおりますが、実をいうと、この自治体によって対応に結構温度差があるんです。

私もこれ調べてみたんですが、ある県では、全ての国保の加入者に全員に資格確認書を配るところもあるんです。そこまで要らんだろうと思われる市もあるかもしれませんが、国保加入者には全員に資格確認書を配る。もうプッシュ型ですよ。

あるいはカードをまだ取っていない方にはみんな配る。これは一般的に考えられることです。

3つ目は、保険証登録をしていない人には、これ分かりますから、その人にこのプッシュ型で配る。中には、ある県の少数の自治体は、資格確認書の申請者しか出しませんというところもあるん

です。先ほど私、問題として挙げました。申請者のみというところもあるんです。さて、郡上市、
どういうふうに資格確認書を発行されますか。これは（２）です。

（３）です。今言いましたように、確認書は、申請型かプッシュ型なのか、要するに何もしなくても市のほうから送られてくるのか。あるいは対象やケースによって、いろんなややこしい措置を取るのか。申請がないと言ってほっとくわけにはいかんでしょから、その選別をするのか。この確認をお願いしたいと思います。

（４）でございます。この資格確認書はいつ発行されて、有効期限は——１年とよく言われていますが——どういうふうになっているのか。そしてその有効期限が終わった後はどうなるのか。これ非常に重要だと思います。ずうっとこれからも資格確認書を発行し続けるのか。だったら紙の保険証を続けられればいいことですよ。これをお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、郡上市における資格確認書の交付対象者としましては、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証の利用登録をされていない方と想定しております。これは、マイナ保険証を所持されていない方の確認方法としましては、オンライン資格確認の実施機関であり、審査支払機関である国保連合会が情報を把握しておりますので、国保連合会から情報提供がされます。

なお、資格確認書の発行数につきましては、国民健康保険では3,000枚程度、後期高齢者医療保険で3,700枚程度と想定しております。

資格確認書の発行につきましては、マイナ保険証を所持されていない方に対しまして、プッシュ型で行う予定としております。しかし、マイナ保険証を所持されている方で、要介護高齢者、障がい者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、顔認証が難しいなど、マイナ保険証での受診が難しい方に対しましては、申請により資格確認書を交付する予定です。

資格確認書の発行の時期、有効期限、期限終了後はどうなるかという御質問でございますけれども、資格確認書の発行時期としましては、今年の7月に発行しました国民健康保険証の有効期間が令和7年7月31日までとなっておりますので、それまではその保険証が利用できることから、発行時期は、令和7年7月上旬を考えております。

有効期限につきましては、現在の保険証と同様に、令和7年8月1日から令和8年7月31日の1年間としたいと考えております。その有効期限が来れば、翌令和8年7月に新しい有効期限の資格確認書を発行というように、毎年発行することとなります。

12月2日の保険証廃止後にマイナ保険証を所持されていない方で、会社等を退職されて社会保険を離脱された方や、他市町村から転入され、新たに国保に加入された方につきましても資格確認書

を発行します。その場合の有効期限につきましても、令和7年7月31日とする予定となります。
以上です。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 伺いましたところ、本当に考えられる最も最良な対応ではなからうかと私は思います。本当にややこしい、困難な事業になるかと思いますが、漏れのないような対応を、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

本人の申請がなしに、プッシュ型でマイナ保険証を使えない方には全部出すと。ただ一つ受診が困難な方、付添いの方がいらっしゃって介助されるという方には、申請があればということですが、本当にこういうこと一つ取ってみても、すごく煩雑で大変な仕事が、事務方の方々にはかかってくるんだと思うんですよ。本当に御苦労であります、頑張ってくださいと思います。

漏れ聞く、漏れ聞くという、埋もれているわけではないですが、新聞などでも言われているように、このマイナカードに運転免許証もひもづけされる。一体化されると。この運転免許証については、いろんな事情があるんでしょうけども、併用ができるようになりました。今までの免許証とマイナの免許証がどちらでもいいよ、私はこれが当たり前だと思うんですよ。でも、考えてみれば逆でしょう。運転免許は運転ができる方しか要りませんから。そういう方が、治療されている方や動けない方や障がいのおありの方々が、保険証が要るのに取れないの。全く逆ですよ、これ。運転免許証はひもづきで、それ以外駄目と言われても、まだ、まだ納得できる。だって取りに行けますから、みんな。そうできないのが、この皆保険というやつなんですよ。だからこの制度は本当に皆保険を崩壊させる。とんでもない制度やと私は思っております。

できれば、少なくとも従来の紙の保険証とマイナ保険証を併用できるようにはしてほしいと願いながら、運動もしてまいります。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、野田かつひこ議員の質問を終了いたします。

◎議案第84号から議案第115号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（森藤文男） それでは、日程3、議案第84号 郡上市霊柩車の管理に関する条例の廃止についてから、日程8、議案第115号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設）までの6議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第88号について、質疑の通告がありますので発言を許可します。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。何か立て続けに私が、先ほどのマイナ保険証との続きのようなもので、若干やりにくい面がありますが、お手元の発言通告用紙の質疑のところを御覧いただきたいと思います。

議案第88号、これも国民健康保険に関わる条例改正の内容ですが、伺いたいのは、これは現行の国民健康保険の規定の中に——ちょっとこれ確認です——規定の中に、例えば滞納とか不正使用とか、そういうのがあるかもしれませんが、そういうのがあった場合に、保険証を返してくださいと、返納されたいというふうな場合が出てくる。そのとき、中には返納しない人がいらっしやる。持ち続けるんですかね。その持ち続けて返納に応じない方へのペナルティーを、今回は削除するということなんでしょうが、これでいいかどうか。

そして、なぜこれを削除するのかというのは、12月2日を期限とする健康保険証が役立たなくなるというか、そういう意味で、これは今後要らなくなるから削除するのか。まずここまでちょっと伺いたいと思います。前段でございます。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、改正の経緯となりますけども、これは現在、国民健康保険法に基づきまして、被保険者の返還に応じない者に対する過料というものが、国民健康保険法のほうで削除されるということになります。それに基づいて設定しております、郡上市の国民健康保険条例につきましても、「被保険者の返還を求められて、これに応じない場合」というものが含まれておりますので、ここの部分を削除すると。併せて、ほかの文言等の改正を行うものとなります。

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 私もそういうふうに理解をしておりますが、そこまでは正しいといえますか、合っていますが、私の今日伺いたいのはその次なんです。これは、国のほうの法と条例の整合性の問題だと思うんです。

そこで、実質はどういうふうになるかといいますと、12月2日以降はもう保険証廃止なんだから、もう用はないはずですよ。仮に滞納とかなんとかあっても、これ返してもらの意味もないと。そういうふうになるがゆえにこれ改正すると。もし万が一、先ほどちょっとそこで申しましたように、併用が可能になったら困るんじゃないかということです。今から12月2日までの間に、運転免許証と同様に、もし併用することにしましょうよということが仮になったとしたら——可能性非常に少ないですよ——なったら、ああ、あれ返してまったけども、しまったなということになりませんか。逆に言うと、この郡上市の条例は、今やらんでもいいじゃないか、改正は。もう12月2日以降、来年の3月議会でも十分、それで十分ではないだろうかと思うんですよ。

ですから、この段階で早々に改正するのは、まだ時期尚早ではないでしょうか、というそういう

話なんです、いかがでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 本条例の改正につきましては、国から、国の法改正が、この8月14日に公布されたということで、国の通知に基づいて条例改正を行うところになります。

もし、今野田議員がおっしゃられるような、国の法律のほう、今の紙の保険証がそのまま残るというようなことになった場合には、そのときには正式にまた国から通知が来るとお思いますので、その通知に基づいて、何らかの改正案を提示させていただくということになります。

この条例につきましては、保険証自体はなくなりますので、返還しない場合の罰則が残ったとしても、現段階ではマイナ保険証への切替えの支障というのは考えておりません。議員もおっしゃられたように、法律の整合性ですとか、存在しなくなる保険証が条例において残ることということになりますので、条例としては不適切な状態であるというふうには考えられます。

また、本条例改正には、診療報酬改定に伴う応診療及び歯科訪問診療料に関する事項も含まれますので、その部分に関しても法律との整合性が取れない状態となるというふうには考えております。

○17番（野田かつひこ） はい、分かりました。

○議長（森藤文男） 以上で、通告による質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第115号までの6議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました6議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第115号までの6議案につきましては、9月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

（午前11時03分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 池 田 源 則

郡上市議会議員 池 戸 郁 夫